



住宅用火災警報器は基準どおり
設置していますか？



あなたの家は、大丈夫？

地 域	設置率	条例適合率
全 国	84.3%	67.2%
愛 媛 県	81.1%	70.8%
伊予消防等事務組合消防本部	73.1%	58.1%

(令和5年6月1日現在)



建物火災による死者の約半数は**逃げ遅れ**によるものです。その**逃げ遅れ**による死者を減らすことを目的として消防法で寝室等に住宅用火災警報器の設置が**義務化**されています。全国の設置率は84.3%ですが、愛媛県は81.1%で第29位、伊予消防管内は73.1%と、平均を大きく下回っています。まだ、設置されていないご家庭は、早急に設置しましょう。

また、設置されている住宅用火災警報器は、維持管理も重要になります。定期的に**点検**を行いましょう。

【維持管理方法】

(日常点検)

作動確認のしかた
正常なら以下のように鳴ります。

ピーピーピー 火事です ※

ピーピーピー 火事です ※

ボタンを押しても(ひもを引いても)作動しないときは、以下のことが考えられます。

びん

- ◆電池は、きちんとセットされているかご確認ください。
- ◆それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「故障」です。機器の交換をお願いします。

びん

(設置から10年が経過した場合)

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知なくなることがあるため、とても危険です。

10年を目安に交換しましょう。

※ 設置時期を調べるには、設置したときに記入した「設置年月日」又は、本体に記載されている「製造年」を確認してください。



住宅用火災警報器は、**10年を目安に交換**をおすすめします!